

公益財団法人琴平海洋会館 定 款

平成23年 4月 1日 施行
平成24年 6月25日 改正
平成26年 6月23日 改正
平成27年 6月24日 改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人琴平海洋会館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県仲多度郡琴平町に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、海事に関する資料を収集し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、一般教養の充実を図ることにより、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海事に関する資料の収集・保存、調査研究、展示
 - (2) 海事に関する講演会、講習会等の開催
 - (3) 海事に関する機関誌及び書籍の出版
 - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、香川県において行うものとする。

(収益目的事業)

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため次の収益目的事業を行う。

駐車場の経営等

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第7条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。この法人の基本財産には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第16号に規定する、第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして指定された財産（以下「公益目的不可欠特定財産」という。）が含まれる。この法人の公益法人への移行時の公益目的不可欠特定財産は、末尾の公益法人への移行時の財産目録で特定された財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産又は交付を受けた補助金等については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱については、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産のその一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

3 やむを得ない理由により公益目的不可欠特定財産のその一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事、評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

4 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第10条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日まで行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(以下「事業報告等」という。)

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(以下、計算書類という。)

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う

ものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員10名以上25名以内を置く。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員については、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人又は認可法人

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第19条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める役員等報酬規程及び非常勤役員等の報酬(日額)規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第21条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)に規定する事項及び次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事、評議員の報酬並びに費用の額の決定及び規程
- (3) 定款の変更

- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (7) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要ある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第24条 会長は、評議員会の開催日の5日までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第26条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 評議員会の議事は、一般法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に規

定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令を定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第31条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定められるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上25名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち、2名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、2名以内を一般法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第33条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は会長・副会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事のうち2名以内の1名を専務理事とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第34条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、その業務を執行する。
また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め決定した順序によって、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、その業務を執行する。
また、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長及び副会長、専務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 会長及び副会長、専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度にかかわる計算書類及び事業報告書を監査すること。

- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等で定められるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の職務・権限等については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(任 期)

- 第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第32条第1項で定めた役員の定数に足りなくなる場合は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第37条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることでできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認めら

れるとき。

(報酬等)

- 第38条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には評議員会で定めた額の報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬規程及び非常勤役員等の報酬（日額）規程による。

(取引の制限)

- 第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を補償すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とのその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 第2項の取扱については、第53条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

- 第40条 この法人は、役員的一般法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

- 第41条 この法人に顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任することができる。
 - 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第42条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第43条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第44条 理事会は、この定款に定めるところによるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選任及び解任

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第40条第1項の責任の免除

(種類及び開催)

第45条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求を

した理事が招集したとき。

- (4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第46条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第47条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が議長の職務を代行する。
- 3 会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、専務理事が議長の職務を代行する。

(定足数)

第48条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決 議)

第49条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第50条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その

提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第51条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときには、その事項を理事会に報告することは要しない。
- 2 前項の規定は、第34条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第52条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

- 第53条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条及び第5条に規定する事業、並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。
- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条及び第5条に規定する公益・収益目的事業並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項にかかわる定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、一般法第202条に規定する事由及びその他の法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。）は、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第59条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体等を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会並びに評議員会の決議により、別に定める賛助会員に関する規程による。

第8章 委員会

第60条 この法人の事業を推進するために必要であるときは、理事会はその決議により、

委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (6) 事業計画書及び収支予算書等
 - (7) 事業報告書及び計算書類等
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令等で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令に定めによるほか、第63条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第64条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第65条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 足

(委 任)

第66条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散と登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を当事業年度の開始日とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日に就任する理事、監事並びに評議員は、別紙名簿に記載のとおりとする。

4 この法人の最初の代表理事は草刈隆郎、執行理事は黒川節弘、田井啓三とする。

5. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上	晃	雑喉	平三郎	宮武	啓二	大崎	良平	科野	齋
地下	亨	松本	豊胤	山下	正臣	山神	猛	山本	哲司

一色 昭造 津島 直也 桑原 征一 菊地 潔 岡田 俊夫
都村 忠弘

平成23年 4月 1日 施行
平成24年 6月25日 第18条2項及び36条3項 変更
平成年26年6月23日 第27条、第33条、第49条、第65条 変更
平成年27年6月24日 第32条、第33条